

平成24年2月21日
第2361号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（73・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（74・福祉政策課）	1
○生活保護法による施術者の指定（75・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定施術者の変更（76・福祉政策課）	2
○建設業の許可の取り消し（77・建設管理課）	2
○河川区域の変更による廃川敷地等（78・秋田地域振興局建設部）	2
○建設業の許可の取り消し（79・仙北地域振興局総務企画部）	3

公 告

○県営土地改良事業計画の決定（山本地域振興局農林部）	3
----------------------------	---

告 示

秋田県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
ファミリー調剤薬局	株式会社エスエス企画	由利本荘市東梵天173-1	平成23年11月30日
田中歯科医院	山中 恒明	湯沢市大町1-1-6	平成23年10月3日
有限会社静寿堂薬局	有限会社静寿堂薬局	雄勝郡羽後町西馬音内字本町106番地の1	平成23年11月30日

秋田県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名 (業務の種類)	指定年月日
田中歯科医院	山中 恒明	湯沢市大町1-2-35	歯科、矯正歯科	平成23年10月4日

秋田県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55

条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
渡辺 浩太	能代市落合字上釜谷地208-7 サンハウス未来A201	だいだい接骨院	能代市昭南町1-8	柔道整復、あん摩マッサージ指圧	平成23年12月28日
東 正	湯沢市桑崎字中泊17-2	東整骨鍼灸院	湯沢市桑崎字中泊17-2	柔道整復	平成24年1月20日

秋田県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

名称	施術所の名称	施術所の所在地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
菊地 学	ゆざわ中央整骨院	湯沢市柳町一丁目2-12	湯沢市柳町一丁目3-14	湯沢市柳町一丁目2-12	平成24年1月4日

秋田県告示第77号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成24年2月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社エスケイホーム
秋田市雄和椿川字地張山58番地
取締役 黒崎茂樹
秋田県知事許可（般-22）80863号
- 3 処分の内容
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、有限会社エスケイホームが罰金200万円、同社取締役が懲役2年（執行猶予4年）及び罰金50万円の判決を受け、当該判決が確定した。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

秋田県告示第78号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 河川の名称 二級河川 馬場目川水系 西部承水路

2 廃川敷地等が生じた年月日 平成22年11月8日

3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種類	面 積
男鹿市松木沢字堂ノ前本内境88番12地先並びに字鵜木境122番29地先並びに鵜木字下潟端141番地先並びに字上潟端186番20地先及び186番14地先	土 地	333.16平方メートル

関係図面は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第79号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1(1) 処分をした年月日

平成24年2月7日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社高強建設

大仙市南外字上野207番地1

代表取締役 高橋 強

秋田県知事許可(般-20) 第60037号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年2月7日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成24年2月8日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社小林産業

仙北市西木町桧木内字高屋273番地1

代表取締役 小林竹典

秋田県知事許可(般-21) 第7209号

(3) 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年2月8日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、能代市字轟68番地2高橋裕ほか17人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(轟地区農地集積加速化基盤整備事業) 計画書の写し

2 縦覧期間 平成24年2月22日から同年3月21日まで

3 縦覧場所 能代市役所本庁舎

正誤

ページ

行

誤

正

平成23年12月16日(第2344号)掲載の秋選管告示第107号(公職選挙執行規程の一部を改正する規程)

(原稿誤り)

7

16

| 別表第1中

| 別表第11中

発行者 秋田県 秋田市山王四丁目1番1号

購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)

印刷所 株式会社 松原印刷社 秋田市山王七丁目5番29号

電話 : 018-862-8766 FAX : 018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

印刷者 松原 巧 秋田市山王七丁目5番29号